

【別添】

農業農村整備事業等請負工事の冬期歩掛補正

岩手県農林水産部農村計画課 技術指導担当

1 適用範囲

積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、指定された区域（岩手県全域））での屋外工事のうち、次に該当しない工事に適用する。

- (1) 工場製作工事
- (2) トンネル工事
- (3) 除排雪工事等冬期条件下で施工することが前提となる工事
- (4) 建築工事
- (5) 測量設計業務
- (6) (1)から(4)の比率が大きい複合工事
- (7) その他、冬期条件による損失が認められない工事

2 補正の方法

(1) 単年度工事の場合

- ① 冬期歩掛補正は、設計労務単価を対象に行うものとし、次式により冬期歩掛補正設計労務単価を算出して工事費を積算するものとする。

冬期歩掛補正設計労務単価＝設計労務単価×（1＋冬期歩掛補正率）

（注）補正後の労務単価は、円以下切捨て円止まりとする。

② 冬期補正率

当該工事の工事開始日※¹月及び工期末の月の組合せに相当する下表の率を冬期補正率とする。

冬期歩掛補正率表

（単位：％）

工事開始日 工期末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－
12月	1	1	1	1	1	1	2	3	5	－	－	－
1月	1	1	2	2	2	3	3	4	7	8	－	－
2月	2	2	2	2	3	3	4	5	6	7	6	－
3月	2	2	2	2	3	3	4	4	5	5	4	2

- ③ 冬期補正率は、整数止めとする。

(2) 複数年度工事の場合（国債工事・県債工事等）

- ① 冬期歩掛補正は、設計労務単価を対象に行うものとし、次式により冬期歩掛補正設計労務単価を算出して工事費を積算するものとする。

冬期歩掛補正設計労務単価＝設計労務単価×（1＋冬期歩掛補正率）

（注）補正後の労務単価は、円以下切捨て円止まりとする。

② 冬期補正率

当該工事の各年度の工事開始日※¹の月及び工期末の月の組合せに相当する上表の率に当該工事年数で除した冬期補正率とする。

冬期補正率

$$= \{ (1 \text{ 年目補正率} \times n1 \text{ ケ月}) + (N \text{ 年目補正率} \times n2 \text{ ケ月}) \} / (n1 \text{ ケ月} + n2 \text{ ケ月})$$

n1、n2・・・：工期の月数 N：複数年数

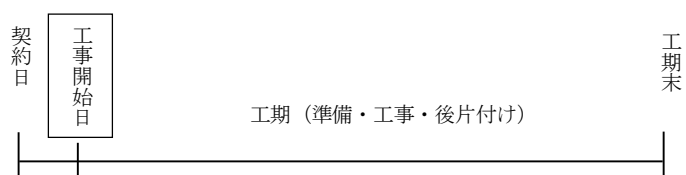
③ 冬期補正率は、整数止めとする。(小数第1位四捨五入)

3 留意事項

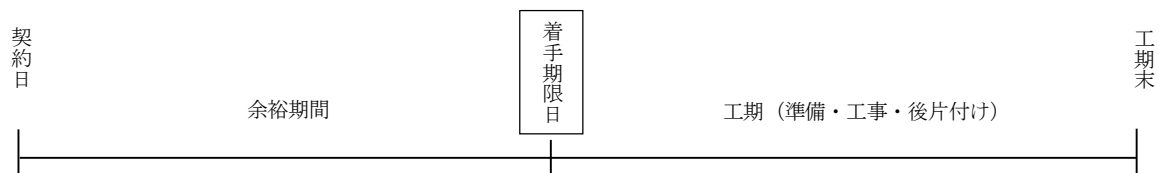
- (1) 運転手(特殊、一般)、助手は補正対象としない。
- (2) 市場単価及び土木工事標準単価は補正対象としない。
- (3) 工期設定に当っては、十分に留意すること。
- (4) 設計変更等により工期の変更が生じた場合の冬期補正率は、原則として当初発注の率による。

※1「工事開始日」とは、設計図書における工期の始期日(余裕期間を設定する工事にあつては着手期限日)をいう。

【通常の工事】



【余裕期間設定工事】



附 則 (令和8年8月20日付け農計第338号)

この運用は、令和8年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。